

証券コード 1822
平成27年6月5日

株主各位

東京都中央区新川一丁目24番4号
大豊建設株式会社
代表取締役 水島 久尾

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまし
て、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日
(木曜日)午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますよう
お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目24番4号
当社本店 地階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項1. 第66期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)事業報告及
び計算書類報告の件
2. 第66期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)連結計算書
類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告
の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
4. インターネットによる開示

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等
変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表に
つきましては、法令及び定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブ
サイト(<http://www.daiho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添
付書類には記載しておりません。

なお、連結注記表及び個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作
成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受
けております。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ
さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、
インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiho.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アベノミクスの始動後、長引く景気低迷からの回復の兆しをみせ、個人消費は消費税率引上げの影響がみられるものの、生産や輸出などでは、概ね堅調に推移しており、全体として緩やかな回復傾向が続いています。

わが国経済の先行きにつきましては、賃上げの動きも拡大し個人消費の増加も期待され、また、政府による「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を実施することにより企業の業況、収益及び雇用情勢は引き続き改善し、日本経済の回復が続くものと思われれます。

当社グループの主要事業であります建設業界におきましては、前年に比べると政府建設投資は減少しておりますが、東日本大震災からの復興の加速、防災・減災、老朽化対策等の事業により工事量は維持されております。また、民間建設投資においても、消費増税による反動減がなくなり市場活性化策や、企業収益が改善する中で緩やかながらも回復傾向が続くと思われれます。

このような情勢下におきまして、当社の企業グループを挙げて積極的な営業活動を行いました結果、連結受注高におきましては1,677億2千5百万円（前期比14.2%増）となりました。うち当社受注工事高におきましては、土木工事で650億8千4百万円（前期比31.1%増）、建築工事で581億2千2百万円（前期比12.4%増）、合計1,232億7百万円（前期比21.5%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事70.9%、民間工事29.1%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
中日本高速道路(株)	東京外かく環状道路本線トンネル(北行)大泉南工事	東京都
東京都下水道局	王子第二ポンプ所建設その2工事	東京都
東急不動産(株)	(仮称)プランズシティ久が原工事計画	東京都
(一財)神戸すまいまちづくり公社	新商業高校建設工事	兵庫県
大陸工程股份有限公司(中華民国交通部)	地下鉄桃園空港線CM01工区(機場建外捷運系統延伸至中壢火車站工程(CM01機場捷運))	中華民国

また、連結売上高におきましては1,385億2千5百万円（前期比9.6%増）となりました。

うち当社完成工事高におきましては、土木工事で502億9千4百万円（前期比34.8%増）、建築工事で475億1千4百万円（前期比0.7%増）、合計978億9百万円（前期比15.8%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事60.8%、民間工事39.2%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
国土交通省東北地方整備局	東北中央自動車道 栗子トンネル（福島側2期）工事	福島県
東京都財務局	中央環状品川線シールドトンネル工事-2	東京都
防衛省東北防衛局	船岡外（23震災関連）庁舎新設等建築その他工事	宮城県
三菱地所レジデンス(株)	ザ・パークハウス川崎新築工事	神奈川県
タンザニア連合共和国国道局 ルワンダ共和国運輸開発局	ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画	タンザニア連合共和国 ルワンダ共和国

利益面におきましては、原価の低減と経費の節減を推し進めました結果、連結では経常利益63億2百万円（前期比148.5%増）、当期純利益46億1千6百万円（前期比147.5%増）という結果になりました。うち当社の経常利益で43億4千3百万円（前期比173.0%増）、当期純利益で32億4千6百万円（前期比168.6%増）という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

（単位：百万円）

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	95,478	92,256	69,751	117,983
建築	61,266	73,856	65,171	69,951
その他	358	1,612	1,333	638
合計	157,103	167,725	136,256	188,572

(注) なお当期のその他の事業における、その他の売上高は2,269百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

（単位：百万円）

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土木	74,306	65,084	50,294	89,096
建築	45,301	58,122	47,514	55,908
合計	119,607	123,207	97,809	145,005

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、土地・建物の取得及び工事用機械の購入等、総額2億7千7百万円であります。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しと致しましては、雇用・所得環境の改善や経済対策の効果などを背景に、景気回復が緩やかに継続すると思われませんが、欧州債務問題、資源国経済及びアメリカ経済の動向が国内景気の下押しリスクとなるため海外経済動向に留意が必要であると考えられます。

建設業界におきましては、政府建設投資について、対前年比マイナスとなる見通しであります。震災関連予算及び緊急防災・減災事業等が高水準で維持されると見込まれます。また、民間建設投資においても、賃上げ拡大の動き、土木インフラ系企業の設備投資等が押し上げ要因になり、緩やかな回復基調が継続すると思われませんが、以前より直面している技術者・技能労働者不足、労務・資材費の上昇等の問題が工事進捗に影響を及ぼすおそれもあり今後も動向を注視する必要があると思われれます。

このような環境の下、「企業体質を改善し、収益重視を徹底することで、持続的成長を確実なものとする」を経営の柱とし、必要以上に規模の拡大を追わず、保有経営資源に見合った事業量を確保しつつ、継続的に利益を生み出す体制を目指す所存でございます。

具体的な取り組みは次のとおりでございます。

- ① 国内土木部門を収益の柱と位置付け、継続する震災復興事業、新たな首都圏インフラ整備事業、国土強靱化事業への適切な取り組みを、グループを挙げて実施します。
- ② 国内建築部門、海外部門は、中長期的な視点に立ち、将来の業容拡大に向けた収益基盤を再構築することに注力します。
- ③ 管理部門は、グループを取り巻く様々なリスクに対応する体制を構築し、リスク管理の徹底を図ります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 63 期 (平成24年3月期)	第 64 期 (平成25年3月期)	第 65 期 (平成26年3月期)	第 66 期 (平成27年3月期)
受 注 高(百万円)	108,480	119,087	146,821	167,725
売 上 高(百万円)	101,179	112,740	126,416	138,525
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	276	△411	2,536	6,302
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△499	△2,629	1,864	4,616
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△7.87	△41.46	27.92	61.67
純 資 産(百万円)	22,078	19,961	24,646	31,780
総 資 産(百万円)	89,662	89,960	96,535	109,185

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数によって算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
(株) 森 本 組	百万円 2,000	% 100	土 木 ・ 建 築 工 事

重要な子会社の売上高は360億6千4百万円、当期純利益は15億2千6百万円
であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売
上高1,385億2千5百万円、経常利益63億2百万円、当期純利益46億1千6百万
円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び子会社）は、当社（大豊建設株式会社）及び子会社10社（内4社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりです。

（土木事業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が土木事業の施工及び施工協力を行っています。

（建築事業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である㈱森本組が建築事業の施工及び施工協力を、タイ大豊㈱（タイ王国）が建築事業を行っています。

（その他の事業） 子会社である大豊不動産㈱が不動産事業を、大豊塗装工業㈱が塗装工事業を、進和機工㈱が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

当 社 本 店：東京都中央区新川一丁目24番4号

当 社 支 店：北海道支店（北海道） 東北支店（宮城県）
北陸支店（新潟県） 東京支店（東京都）
東関東支店（千葉県） 名古屋支店（愛知県）
大阪支店（大阪府） 広島支店（広島県）
九州支店（福岡県） 海外支店（東京都）

㈱ 森 本 組：本 店（大阪府）

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員(人)
土 木 事 業	575
建 築 事 業	456
そ の 他 の 事 業	196
全 社（共 通）	278
合 計	1,505

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
㈱ 三 井 住 友 銀 行	2,900
㈱ 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800
㈱ み ず ほ 銀 行	1,350
三 井 住 友 信 託 銀 行 ㈱	300
㈱ 三 重 銀 行	300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 普通株式 160,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 74,846,797株
(自己株式823,346株を除く)
- (3) 株主数 10,921名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	5,094	6.81
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	3,105	4.15
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	2,301	3.07
第 一 生 命 保 険 ㈱	2,055	2.75
山 内 正 義	1,573	2.10
日 本 証 券 金 融 ㈱	1,557	2.08
住 友 不 動 産 ㈱	1,529	2.04
大 豊 建 設 自 社 株 投 資 会	1,344	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口4)	1,246	1.66
野 村 信 託 銀 行 ㈱ (投 信 口)	1,153	1.54

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式 (自己株式を除く) の総数に対する割合であります。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
平成27年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権
- ① 新株予約権の払込金額 1個当たり696,000円
なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、
金銭の払込を必要としない。
 - ② 新株予約権の行使価格 1株当たり1円
 - ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
 - 2) 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
 - 3) 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
 - 4) 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。
 - ④ 新株予約権の行使期間 平成27年3月3日～平成47年3月2日まで
 - ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	211個	普通株式211,000株	7名
社外取締役	0個	0株	0名
監査役	0個	0株	0名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成27年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1個当たり696,000円
なお、当社に対する報酬債権をもって相殺し、
金銭の払込を必要としない。
- ② 新株予約権の行使価格 1株当たり1円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - 1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
 - 2) 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
 - 3) 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
 - 4) 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成27年3月3日～平成47年3月2日まで
- ⑤ 当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
使用人（執行役員）	53個	普通株式53,000株	8名

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	水 島 久 尾	
代表取締役執行役員副社長	多 田 二三男	土木・建築本部担当、安全環境担当
取締役執行役員副社長	水 島 富 和	土木本部長
取締役専務執行役員	森 克 己	東京支店長
取締役専務執行役員	大 隅 健 一	東北支店長
取締役専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長、コンプライアンス・関係会社事項担当
取締役専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長兼同建築第二営業部長
常 勤 監 査 役	木 屋 善 之	
監 査 役	吉 田 正 臣	
監 査 役	植 田 雅 人	

- (注) 1. 平成26年6月27日開催の第65回定時株主総会において、水島 富和、森 克己、及び大隅 健一の3氏は取締役に再任され、それぞれ就任致しました。
2. 吉田 正臣及び植田 雅人の両氏は社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役に就任していただける方を探しておりましたが、適任者が見つからなかった為、選任しておりませんでした。
なお、本年の株主総会で社外取締役を選任する議案を上程しております。
4. 当期中の取締役の担当の異動は次のとおりです。

(新) (旧)

代表取締役	多田二三男	土木・建築本部担当 安全環境担当	建 築 本 部 長 土木本部担当 安全環境担当	(平成26年4月1日付)
取締役	村田茂樹	建 築 本 部 長 兼同建築第二営業部長	建 築 本 部 副 本 部 長 兼 同 建 築 部 長 兼東京支店副支店長	(平成26年4月1日付)
取締役	水島富和	土 木 本 部 長	土 木 本 部 長 兼同土木管理部長	(平成26年6月1日付)

5. 吉田 正臣氏は独立役員に指定しております。(平成22年3月31日付)

6. 当社は平成18年4月1日から執行役員制度を導入致しました。執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

役 職	氏 名	担 当 業 務
○執行役員社長	水 島 久 尾	
○執行役員副社長	多 田 二三男	土木・建築本部担当、安全環境担当
○執行役員副社長	水 島 富 和	土木本部長
○専務執行役員	森 克 己	東京支店長
○専務執行役員	大 隅 健 一	東北支店長
○専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長、コンプライアンス・関係会社事項担当
○専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長兼同建築第二営業部長
常務執行役員	岩 松 節 男	管理本部副本部長兼東京支店副支店長
常務執行役員	佐久間 崇	大阪支店長
執行役員	中 尾 淳 一	建築本部副本部長兼大阪支店副支店長
執行役員	田 村 利 和	海外支店副支店長
執行役員	土 屋 祐 司	管理本部経理部長
執行役員	今 井 和 美	土木本部副本部長兼土木部長
執行役員	森 下 覚 恵	九州支店長

- (注) 1. 森下 覚恵氏は、平成26年4月1日より執行役員になりました。
2. 和田 伸氏は、平成27年3月31日付で執行役員を辞任致しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 7名 282百万円
監査役 3名 20百万円 (うち社外監査役 2名 10百万円)

(注) 報酬等の総額には、以下のものが含まれています。

- ①当事業年度に役員賞与として費用計上した額
取締役 7名、監査役 1名 11百万円
- ②平成27年2月15日開催の取締役会決議に基づき、ストック・オプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の総額
取締役 7名 146百万円

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との業務状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況
 - 1) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監査役	吉 田 正 臣	当期開催の取締役会15回のうち全てに、また当期開催の監査役会17回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	植 田 雅 人	当期開催の取締役会15回のうち全てに、また当期開催の監査役会17回のうち全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。

- 2) 当社の不祥事に関する対応の概要
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

- ⑥ 当社の親会社又は親会社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

40百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人の解任又は不再任の決定方針については、特に定めておりません。

(6) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、経営理念である「顧客第一」、「創造と開拓」、「共生」及び「自己責任」を経営の基本とし、また「大豊建設株式会社企業行動規範」に基づき、反社会的勢力を排除する等、取締役、執行役員及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会通念を遵守した行動を取るための体制を強化する。
- 2) 取締役、執行役員及び使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。
- 2) 情報の管理については、法令及び個人情報取扱規程等の社内規程に従い適切に行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 社内、各部署に於いて、担当業務に関するリスクを想定し、その対応策を作成し、教育する。災害等各部署に共通する事項については、対応マニュアルを整備し、継続的に教育する。
- 2) 日常の業務については、企画室により定期的に内部監査を実施し、業務執行に関し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見された時は、直ちに管理本部長に報告し、必要な改善を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 年度経営計画、中期経営計画に従い、目標達成のために業務を執行し、定期的に、その進捗を確認する。
- 2) 業務執行については、法令及び取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従う。
- 3) 日常の業務執行については、法令及び職務権限規程、職制等に従う。

⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社・関係会社の独自性を尊重しつつ、四半期ごとに、経営の状況、経営課題等につき報告を受け、必要な支援等の措置を適切に講ずる。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役会は、監査役の意見を聞き、十分な協議を行い、合意に基づき、必要な措置をとる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得ることとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役及び執行役員は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令遵守、有効な内部統制、財務内容の適正開示に努める。
 - 2) 取締役、執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - 3) 使用人は、定期的に監査の結果を報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査体制の実効性を高めるため、管理本部その他の箇所は、監査役の意見を十分に尊重し、監査役の監査に協力する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	71,687	流動負債	53,682
現金預金	9,683	支払手形	4,853
受取手形	3,740	工事未払金	24,962
完成工事未収入金	49,923	短期借入金	8,400
未成工事支出金	425	リース債務	16
短期貸付金	18	未払法人税等	916
立替金	4,562	未成工事受入金	3,264
繰延税金資産	326	預り金	10,271
その他の金	3,168	完成工事補償引当金	204
貸倒引当金	△161	賞与引当金	234
固定資産	14,784	工事損失引当金	177
有形固定資産	6,975	その他の	381
建物・構築物	1,790	固定負債	5,075
機械・運搬具	236	リース債務	18
工具器具・備品	47	繰延税金負債	498
土地	4,867	退職給付引当金	4,358
リース資産	32	訴訟損失引当金	80
建設仮勘定	2	その他の	118
無形固定資産	110	負債合計	58,757
投資その他の資産	7,699	純資産の部	
投資有価証券	4,354	株主資本	26,283
関係会社株	2,134	資本金	6,321
長期貸付金	519	資本剰余金	5,246
長期前払費用	0	資本準備金	4,831
その他の	1,242	その他資本剰余金	415
貸倒引当金	△552	利益剰余金	14,869
		利益準備金	1,105
		その他利益剰余金	13,763
		固定資産圧縮積立金	141
		別途積立金	6,915
		繰越利益剰余金	6,706
		自己株式	△153
		評価・換算差額等	1,246
		その他有価証券評価差額金	1,159
		繰延ヘッジ損益	87
		新株予約権	183
		純資産合計	27,714
資産合計	86,472	負債純資産合計	86,472

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

完 成 工 事 高		97,809
完 成 工 事 原 価		90,958
完 成 工 事 総 利 益		6,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,917
営 業 利 益		3,932
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	277	
為 替 差 益	171	
そ の 他	115	564
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78	
支 払 保 証 料	34	
支 払 手 数 料	21	
そ の 他	19	153
経 常 利 益		4,343
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	143	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	99	
そ の 他	15	258
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
減 損 損 失	776	
訴 訟 関 連 損 失	80	857
税 引 前 当 期 純 利 益		3,745
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,004	
法 人 税 等 調 整 額	△ 505	498
当 期 純 利 益		3,246

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	94,827	流動負債	69,045
現金預金	16,307	支払手形・工事未払金等	43,558
受取手形・完成工事未収入金等	68,257	短期借入金	8,400
未成工事支出金等	888	未払法人税等	1,682
短期貸付金	25	未成工事受入金	6,667
繰延税金資産	556	預り金	6,829
その他	8,968	完成工事補償引当金	272
貸倒引当金	△176	賞与引当金	349
固定資産	14,358	工事損失引当金	661
有形固定資産	7,571	その他	624
建物・構築物	2,006	固定負債	8,359
機械、運搬具及び工具器具備品	366	繰延税金負債	602
土地	5,150	退職給付に係る負債	6,232
リース資産	46	訴訟損失引当金	81
建設仮勘定	2	その他	1,443
無形固定資産	137	負債合計	77,404
投資その他の資産	6,649	純 資 産 の 部	
投資有価証券	5,406	株主資本	30,346
長期貸付金	102	資本金	6,321
破産更生債権等	15	資本剰余金	5,246
繰延税金資産	102	利益剰余金	18,931
その他	1,646	自己株式	△153
貸倒引当金	△622	その他の包括利益累計額	947
		その他有価証券評価差額金	1,341
		繰延ヘッジ損益	87
		為替換算調整勘定	△13
		退職給付に係る調整累計額	△466
		新株予約権	183
		少数株主持分	302
		純資産合計	31,780
資産合計	109,185	負債純資産合計	109,185

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益 受取利息及び配当金 為替差益 その他 営業外費用 支払利息 支払保険料 その他 経常利益 特別利益 固定資産売却益 訴訟損失引当金戻入額 その他 特別損失 固定資産除売却損失 減損損失 訴訟関連損失 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主損益調整前当期純利益 少数株主利益 当期純利益	138,525 127,824 10,701 4,554 6,146 59 173 105 75 58 48 149 123 15 0 776 99 1,820 △ 744 4,638 22 4,616	138,525 127,824 10,701 4,554 6,146 338 182 6,302 288 876 5,715 1,076 4,638 22 4,616
--	--	---

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

大豊建設株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 山 直 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

大豊建設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 山 直 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制に必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

大豊建設株式会社 監査役会

常勤監査役	木 屋 善 之	㊟
社外監査役	吉 田 正 臣	㊟
社外監査役	植 田 雅 人	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持及び向上を図っていくことを基本方針としておりますが、第66期の期末配当金につきましては、当期の実績並びに経営環境を総合的に勘案致しまして、普通株式1株につき3円を配当させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 3円 総額224,540,391円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社企業集団のコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役会の増員が可能となるよう、現行定款第19条の取締役の員数を8名以内から10名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務を執行しない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第31条及び第40条の一部を変更するものであります。なお、第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 当社の取締役は、<u>8名以内</u>とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする</p>
<p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役水島 久尾、多田 二三男、中杉 正伸及び村田 茂樹の4氏は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。また、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役として取締役1名を増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	水島 久尾 (昭和20年10月24日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 当社名古屋支店土木工事部長 平成10年4月 当社名古屋支店土木営業部長 平成12年5月 当社名古屋支店長 平成13年6月 当社取締役名古屋支店長 平成15年6月 当社取締役東京支店長 平成16年6月 当社専務取締役土木本部長 平成17年6月 当社代表取締役専務取締役土木本部長 平成18年4月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長 平成20年6月 当社代表取締役執行役員社長 現在に至る	75,783株
2	多田 二三男 (昭和28年11月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成12年10月 当社土木本部土木第一営業部次長 平成13年10月 当社土木本部土木第一営業部長 平成15年3月 当社名古屋支店副支店長 平成16年7月 当社土木本部土木第一営業部長 平成17年6月 当社取締役土木本部土木第一営業部長 平成18年4月 当社取締役執行役員土木部次長兼土木第一営業部長 平成19年1月 当社取締役執行役員東京支店長兼土木部次長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員東京支店長兼土木部副部長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員土木本部長 平成21年6月 当社代表取締役専務執行役員土木本部長 平成23年4月 当社代表取締役執行役員副社長土木本部長 平成24年4月 当社代表取締役執行役員副社長建築本部長 平成26年4月 当社代表取締役執行役員副社長 現在に至る	33,680株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	なか すぎ まさ のぶ 中 杉 正 伸 (昭和28年10月3日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年8月 当社管理本部総務部法務課長 平成16年3月 当社管理本部総務部総務課長 平成20年1月 当社管理本部総務部長 平成21年2月 当社執行役員管理本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成25年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 現在に至る	13,671株
4	むら た しげ き 村 田 茂 樹 (昭和27年8月18日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年11月 当社大阪支店建築部長代理 平成14年4月 当社大阪支店建築部長 平成20年6月 当社執行役員大阪支店副支店長兼建築部長 平成22年4月 当社執行役員建築本部副部長兼東京支店副支店長 平成23年4月 当社常務執行役員建築本部副部長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員建築本部長副部長 平成23年11月 当社取締役常務執行役員東京支店副支店長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員建築本部副部長 兼同建築部長兼東京支店副支店長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員建築本部長 平成26年6月 当社取締役専務執行役員建築本部長 兼同建築第二営業部長 現在に至る	10,934株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
5	おお した けいいちろう 太 田 敬一郎 (昭和52年8月2日生)	平成19年9月 第一東京弁護士会登録 平成19年9月 東京ウィル法律事務所入所 平成24年9月 太田法律事務所開設	0株

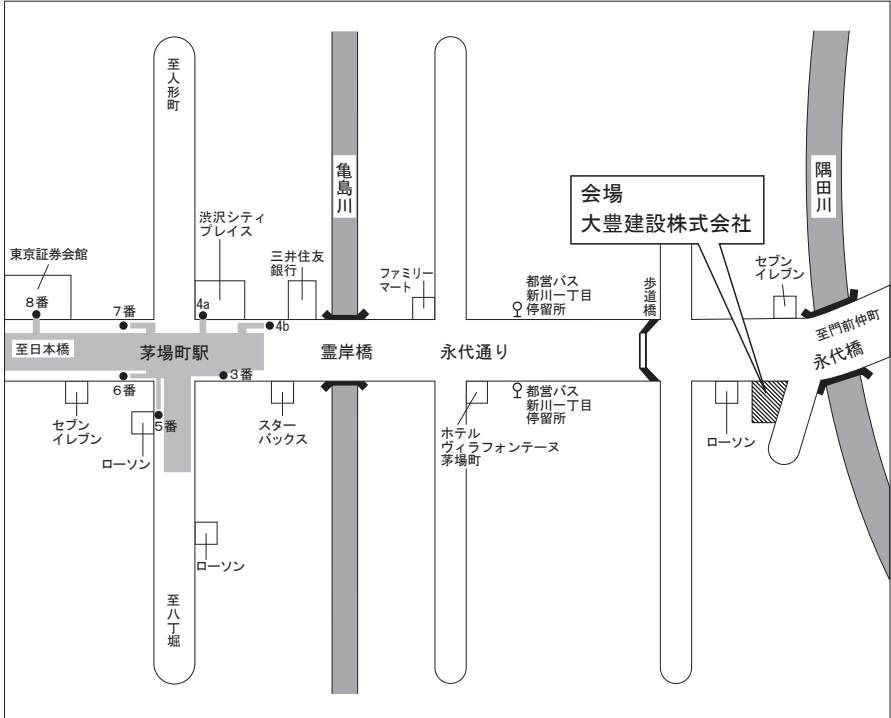
- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 担当等は事業報告の「取締役及び監査役の状況」欄に記載のとおりです。
 3. 太田敬一郎氏は社外取締役候補者であります。なお、太田敬一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 4. 太田敬一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な知識と経験を基に、経営への監督と提言していただけると考えるからであります。
 5. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、太田敬一郎氏の選任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、法令の限度において責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 太田敬一郎氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
 7. 太田敬一郎氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 8. 太田敬一郎氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 9. 太田敬一郎氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

会場案内図

東京都中央区新川一丁目24番4号

当社本店 地階会議室



○東京メトロ 東西線 } 茅場町駅より徒歩10分
日比谷線 }